



請願第2号

令和2年2月19日

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める 意見書提出に関する請願書

二本松市議会 議長 本多 勝実 様

請願者

団体名 美しい日本の憲法をつくる福島県民の会

共同代表 原 正

安部 匡俊

林 慎平

住所

[Redacted address]

[Redacted address]

紹介議員

石井 馨



1. 請願の要旨

21世紀に入って内外の情勢は大きく変化し、その間、現行憲法の不備や問題点も明らかになってきました。わが国にふさわしい憲法の改正へ、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出をお願いします。

2. 請願の理由

①国民投票法の成立等により国民は憲法改正が可能に

わが国の憲法は昭和22年5月に施行され、世界の成文憲法188ヶ国の中で14番目に古い憲法とされています。しかも、わが国よりも古い国々の憲法は複数回以上改正されており、事実上、わが国の憲法は世界で最も古い憲法とされています。

現行憲法には国民主権が謳われており、既に70年を超える歳月が経過する中で改めて国の在り方や憲法の内容等について国民の主体性や意志が反映されるべきと存じます。既に国会では、国民投票法の成立を機に憲法審査会が設けられ、国民は国会の

発議に伴い、憲法改正に関わることができるようになりました。

より良い国づくりへ向け、現行憲法を見直し、憲法改正へ国民投票が実施されるように意見書の提出をお願いします。

②現行憲法の不備や問題点が浮上

平成23年3月の東日本大震災は1000年に一度と言われる大規模な災害でした。しかしこの大震災で露呈したことは、現行憲法は平時を前提とした内容の憲法であり、緊急事態が想定された憲法になっていない問題点が露呈しました。

また北朝鮮による核開発や核ミサイル、南シナ海の中国による軍事基地化、尖閣諸島の領海侵犯などわが国の周辺の情勢は厳しさを増しております。365日24時間その重要な任に当たっている自衛隊が約9割の国民の理解や支持を受けていながらも今なお憲法違反と言われる立場にあり、その矛盾も是正しなければなりません。

国家の安全と国民の安心は政府の責務であり、常に時代の変化と将来をしっかりと見据え、不備や問題点があれば是正し、わが国にふさわしい憲法に改めていくことが必須と存じます。そのためには国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起が必要であり、意見書の提出をお願いします。

請願事項

- 1、 国において、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起する意見書を提出するよう強く求めるものです。

上記請願致します。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は、憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は今日に至るまでの70年を超える間一度の改正も行われず、この間、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、平成19年に「日本国憲法の改正手続きに関する法律」が成立したことに伴い、国会に憲法審査会が設置され、憲法96条に定める改正の為の国民投票が可能となったところであるが、議論が進展しているとはいいがたい状況にある。

憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国においては日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

二本松市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官